

横浜市市税条例施行規則  
【新旧対照表】

横浜市市税条例施行規則（昭和25年12月横浜市規則第80号） 新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>(私人への徴収金の収納事務の委託)</u>  <u>第7条の2 徴収金の収納事務については、次に掲げる基準を満たしている者に委託することができる。</u></p> <p><u>(1) 公金等の徴収又は収納事務の受託に関し、十分な実績を有すること。</u></p> <p><u>(2) 資金量、格付け、保険の加入状況、担保の提供の有無等資金的な蓄積及び社会的信用に係る事項を総合的に考慮し、安全かつ確実に、収納した徴収金を会計管理者又は指定金融機関若しくは収納代理金融機関へ払い込むことができる能力を有していると認められること。</u></p> <p><u>(3) 徴収金の収納に関する記録を電子計算機により管理し、その電磁的記録を提供することができること。</u></p> <p><u>(4) 個人情報情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報情報の適正な管理のために必要な管理体制を有すること。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>